明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（金融庁八四）　一
○市の境界変更（総務四六〇、四六一）　一
○平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件　二
○平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会三三）　二
○平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（同三四）　三
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁三八）　三
○登録有形文化財の登録を抹消する件（文部科学一七〇、一七一）　三
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（農林水産二五七〇）　三
○保安林の指定をする件（同二五七一～二五八八）　三
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境一二〇～一二九）　六
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通一四五一）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一四五二～一四五六）　八
○海技免状の無効を宣する件（海難審判所六）　八
○道路に関する件（中部地方整備局二一五）　九
○道路に関する件（四国地方整備局一四一、一四二）　九
○都市計画に関する件（九州地方整備局一七〇）　九
〔人事異動〕
財務省　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　九
法務
公証人任免（法務省）　一〇
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇
〔公告〕
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他
金融商品取引業者の営業保証金に係る配当表、建設業の許可の取消処分関係　一〇

告示

○金融庁告示第八十四号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、平成十四年金融庁告示第三十五号（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年十二月十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

第五条の表の銀行代理業者の欄中「ロイズ・ティーエスビー・バンク・ピーエルシー」の次に「スタンダードチャータードバンク」を加える。

○総務省告示第四百六十号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、宮城県名取市と岩沼市との境界を次のとおり変更する旨、宮城県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十五年一月四日からその効力を生ずるものとする。

平成二十四年十二月十三日

総務大臣　樽床　伸二

名取市に編入する区域

岩沼市小川字大町二五の四、五九の三、五九の四、六〇の一、六〇の三、六一の一、六一の三、六二の一、六二の三、六三の一、六三の三、六四の一、六四の三、六四の四、六五から六九まで、七〇の二、九八の三、九八の四、九九の一、九九の二、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の一、一〇一の二、一〇二の一、一〇二の二、一〇三から一〇六まで、一〇七の二、一二五の二、一二六から一三〇まで、一三一の二、一四八の二、一四九の二、字昭和二九の二、三三の二、三四の二、三七の二、三八の二、四一の二、字百苅一三二の一、一六七の二、一六八の二、二四八の二、二四九の二、二五〇の二、二九〇の二、三二三の二、三二四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字百苅一六八、一六九、二四七、二八九、字梶橋二七二の一に隣接する水路である公有地の一部、字百苅一三〇、一三